

北本市

まち・ひと・しごと創生総合戦略について

【概要】



目的

地域の持続的な発展を目指し、地域内の人々がその土地で安心して暮らし、働き、育てることができる社会を創りあげることであり、「人・地域・仕事」の3つの要素を結びつけながら、さらにDXやSDGsなどの観点を取り入れて、地方の特性や資源を最大限に活用しながら地域に活力を生み出していく

経緯

- 平成26年 5月 日本創成会議より、いわゆる「増田レポート」公表
- 平成26年11月 国において「まち・ひと・しごと創生法」を制定
→国と地方が一体となり、総合的かつ計画的な地方創生の取組を行うため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
- 平成28年 3月 「北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
- 令和 元年12月 国において「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
→新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年12月に改訂
- 令和 4年 3月 「第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
- 令和 4年12月 国において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定
→デジタル技術の活用によって「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指す



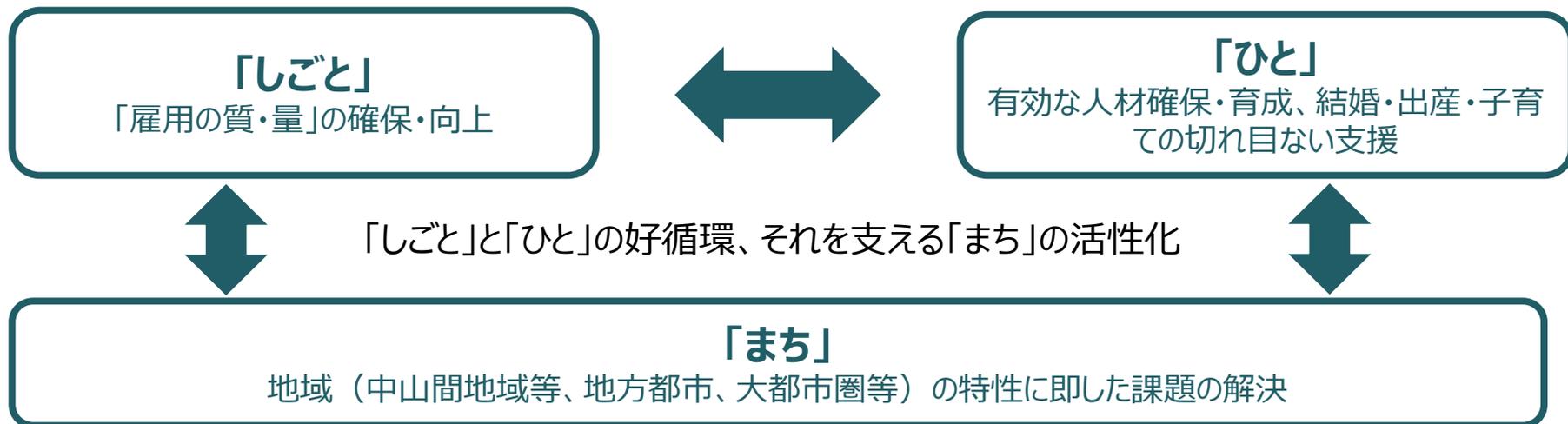
まち・ひと・しごと創生総合戦略について

概要

- まち・ひと・しごと創生法第8条の規定により、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
- 全国で少子高齢化・人口減少が急速に進む中、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とする

基本的な考え方

- 地方における安定した雇用の創出や、若い世代が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことで、人口減少に歯止めをかける
- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方へ新たな人の流れを生み出し、それを支える「まち」に活力を取り戻す



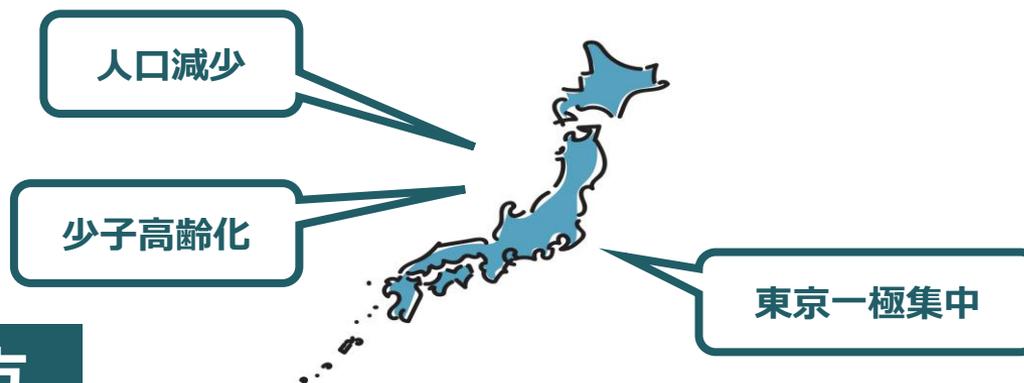
デジタル田園都市国家構想総合戦略について



デジタル田園都市国家構想とは

まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的な改訂により、デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する、という構想

- デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す



基本的な考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す
- 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく

施策の方向

地方の社会課題の解決

1. 地方に仕事をつくる（観光DX、地域の良質な雇用の創出、等）
2. 人の流れをつくる（移住の推進、関係人口の創出・拡大、等）
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる（少子化対策の推進、等）
4. 魅力的な地域をつくる（教育DX、医療・介護DX、地域交通、等）

デジタル基盤の
整備

デジタル人材の
育成・確保

誰一人取り残され
ないための取組

デジタル実装の基礎条件整備



北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

～第1期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

概要

- まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、国及び県の総合戦略を勘案し、平成28年3月に策定

【まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）（抄）】

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 本市に見合った人口展望の実現、社会情勢等を捉えた地域経済の発展及びまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、将来にわたって活力ある豊かな地域社会を持続させていくことを目的とする

目標

- I. 新しい人の流れをつくる
- II. 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる
- III. とともに支え合う地域をつくり、市民の暮らしを守る
- IV. 安定した雇用を創出する



北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

～第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

概要

- 国において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年12月に策定され、さらに新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化等を踏まえ、令和2年12月に改訂されたことや、令和3年6月に定められた「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を勘案し、「第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和4年3月に策定

【まち・ひと・しごと創生基本方針2021より】

国民の意識・行動の変化に伴い、総合戦略に掲げた政策体系に基づいて取組を進めるにあたり、以下の3つの視点を重点に据える

- ヒューマン 地方への人の流れの創出、人材支援
- デジタル 地方創生に資するDXの推進
- グリーン 地方が牽引する脱炭素社会の実現

- 国及び県の総合戦略を勘案し、4つの基本目標と2つの横断的な目標を設定し、「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正をともに目指す
- 地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&Aを踏まえ、第五次北本市総合振興計画と一体化する
※令和2年1月16日実施の北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議にて決定

【地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&Aより要約】

総合振興計画の目的が人口減少克服・地方創生と地方版総合戦略に掲げるものと同一の方向性であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合振興計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定して差し支えない。また、各地方公共団体の実情に応じ、地方版総合戦略の計画期間を延長することも可能とする。

北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略について



～第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

目 標

基本目標 1

稼ぐ産業と安定した雇用を創出する

基本目標 2

新しい人の流れとつながりをつくる

基本目標 3

若い世代の出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標 1

多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標 2

新しい時代の流れを力にする

計画期間

令和4年度～令和7年度（4年間）

北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議について



目的

少子高齢化の進行や人口減少等に対応するための施策の基本的な考え方をまとめる北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び運用において、幅広い分野の関係者から意見を聴取することを目的に設置

会議内容

主な会議内容は以下のとおり

- 北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び運用に関すること
- 地方創生関連交付金を活用した事業の効果検証に関すること

今後の予定について

- (仮称) 第3期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
- デジタル田園都市国家構想交付金(旧地方創生拠点整備交付金)を活用した事業の事後評価
- 企業版ふるさと納税を活用した事業の事後評価

北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議について



地域再生計画との関係

地域再生制度とは

- 社会経済情勢が大きく変化する中、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを目的に創設
- 地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けることで、国の支援措置を活用しながら地域再生事業の実現を目指す

国の支援措置

- **地方版総合戦略に基づく事業支援** … デジタル田園都市国家構想交付金、企業版ふるさと納税
- 農山漁村・中山間地域の取組支援 … 「小さな拠点」の形成支援、等
- 地域産業の振興支援 … 地域再生支援利子補給金、等
- 地域のにぎわい創出支援 … 地域再生エリアマネジメント負担金制度、等
- 多世代型のまちの形成支援 … 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例、等



地方版総合戦略に基づく事業

- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ）
地方版総合戦略に記載された事業を盛り込んだ地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた事業について、交付金の措置

【本市における認定された地域再生計画】

- ・野外活動センターの多機能化のためのリノベーション事業（計画期間：平成29年度～令和2年度）
- ・農産物を活用した販わい創出計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）





地方版総合戦略に基づく事業

➤ 企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクト（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大9割に相当する額を税額控除

【本市における認定された地域再生計画】

- ・北本市まち・ひと・しごと創生推進計画（計画期間：令和4年度～令和6年度）

